

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第33回）議事要旨
（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成25年9月18日（水） 15:00～15:50

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）飯倉立也，川口宰護（委員長），新関輝夫，永尾廣久，野口郁子（敬称略。五十音順）

（庶務）江頭総務課長，早尻総務課課長補佐

（説明者）永淵事務局長

4 議題

平成26年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

5 審議資料

112 9月12日付け裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について
（通知） 添付省略

113 再任（判事任命）候補者の情報収集の依頼文書（検察庁あて）

114 再任（判事任命）候補者の情報収集の依頼文書（弁護士会あて）

6 協議等

庶務から，指名諮問委員会から指名候補者の情報収集を行い，その結果を11月15日（金）までに指名諮問委員会に送付するよう依頼があった旨説明された。

平成26年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

庶務から，再任（判事任命）候補者及びその情報収集の方法について説明された後，審議され，委員から次のとおり意見が述べられた。

- ・ 審議資料 1 1 4 (再任(判事任命)候補者の情報収集の依頼文書(弁護士会あて))には「特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない。」と記載されているが、当委員会管内の弁護士会は、裁判官に関する段階評価式アンケートによる情報収集結果を、当地域委員会に情報提供するようなことは全くしておらず、今後もそのようなことは予定されていないことから、削除されたい。

これに対し、他の委員から次のような意見が述べられた。

- ・ 当該記載は、当地域委員会管内の弁護士会がこのような情報提供をしているということを前提とするものではなく、下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長からの依頼により念のために注意喚起しているに過ぎないものであり、削除する必要はない。

審議の結果、審議資料 1 1 3 及び 1 1 4 のとおり、再任(判事任命)候補者の情報収集の依頼文書をそれぞれ発出することについて、採決が行われ、委員 1 人の反対があったが、多数決により案文のとおり発出することとなった。

7 その他

庶務から、次のとおり報告された。

7月8日、下級裁判所裁判官指名諮問委員会において審議が行われ、最高裁判所に対し、次のとおり答申された。

ア 判事補から判事への任命候補者関係

判事補から判事への任命候補者、判事の再任候補者関係については、判事任命願又は再任願を提出した 9 6 人のうち、その後、出向した 2 人を除く、9 4 人について審議が行われ、9 3 人については指名適当、1 人については指名不適当との答申となり、指名不適当とされた 1 人の理由は、「身体障害の特性に配慮した措置が求められていることを考慮しても、なお、その能力、資質の面において、判事にふさわしいものとはいえず、判事に任命されるべき者として指名することは適当ではない。」と

するものである。

イ 弁護士任官候補者関係

弁護士任官候補者については、任官希望を提出した6人について審議が行われ、3人については指名相当、3人については指名不相当との答申となり、指名不相当とされた3人の理由は、いずれも「その能力、資質の面において、判事にふさわしいものとはいえず、判事に任命されるべき者として指名することは適当ではない。」とするものである。

庶務からの報告後、委員から次のとおり、意見が述べられた。

- ・ 今の説明では、なぜ指名することが適当でないか具体的な理由が分からない。また、指名諮問委員会の第58回議事要旨の3ページ目の4行目以降に重点審議者が追加されたことが記載されているが、重点審議者とした理由や重点審議者の追加の事情は明らかにされていない。指名諮問委員会で慎重な審議をしてもらうためには、地域委員会において、指名諮問委員会が重点審議者としなかった者についても重点審議者とすべきとの意見を付して情報を送付すべき場合があると考えている。ところが、どのような理由で重点審議者とされるのかが明らかにされないと、地域委員会が意見を付すことができず、結果的に地域委員会が形骸化することになるのではないか。

また、本来、この制度は、裁判官の質の向上が目的であるから、重点審議者とされた者が結局、判事に任命されるべき者と指名された場合は、その後の本人の経過・状況を地域委員会に情報としてフィードバックすべきではないか。

これに対して、次のとおりの意見が述べられた。

- ・ 地域委員会は指名諮問委員会への情報収集機関であるから、指名不相当とされたり、重点審議者とされた具体的な理由が提供されなかったからといって、地域委員会が形骸化することにはならないと考える。重点審議者とすべきかどうかの判断は微妙であり、意見を付すことは難しいと考える。指名後の情報のフィードバックについては、指名諮問委員会の問題であり、地域委員会で議論すべき問題ではないと考える。

8 次回期日

次回の福岡地域委員会（第34回）の期日が、次のとおり指定された。

11月11日（月）午後3時00分